

東久留米市教育振興基本計画策定等に
関する懇談会（第1回）会議録

日時:平成27年10月13日(火)
場所:市役所7階 703会議室

東久留米市教育振興基本計画策定等に関する懇談会委員名簿

平成27年10月13日現在 敬称略

選出団体名	氏名	
学識経験者	[座長] 宮下 英雄	※元聖徳大学大学院教職研究科教授、全国小学校理科研究協議会元会長・顧問、NPO法人こども科学教育振興協会理事長、東久留米市次世代育成支援対策地域協議会会長、人権尊重教育の推進に係る検討委員会委員長、市教育振興基本計画策定に係る懇談会委員（座長）、市いじめ防止対策推進条例等作成懇談会委員
東久留米市文化財保護審議会	寺本 亮洞	※東久留米市文化財保護審議会委員
東久留米市社会教育委員会議	竹中 勝利	※東久留米市社会教育委員会議副議長
東久留米市スポーツ推進委員会	小暮 康夫	※東久留米市スポーツ推進委員会副委員長
東久留米市図書館協議会	鈴木 増雄	※東久留米市図書館協議会会長
特定非営利活動法人（NPO法人）東久留米市文化協会	田端 六郎	※NPO法人東久留米市文化協会会長
特定非営利活動法人（NPO法人）東久留米市体育協会	岡野 正義	※NPO法人東久留米市体育協会専務理事
市立小・中学校に通う児童・生徒の代表	矢部 美雪	※市立小・中学校PTA連合会委員（市立第七小学校PTA）
市立小・中学校代表	石居 信義	※市立第二小学校長
	齋藤 実	※市立久留米中学校長
公募市民	山本日出男	※市民大学運営委員
	関 美智子	※南中学校地区青少年健全育成協議会会長

第1回懇談会出席者：宮下委員、寺本委員、竹中委員、小暮委員、鈴木委員、田端委員、岡野委員、矢部委員、齋藤委員、山本委員、関委員
 （事務局）直原教育長、師岡教育部長、加納指導室長、遠藤教育総務課長、傳 学務課長、市澤生涯学習課長、岡野図書館長、富永主幹・統括指導主事

〔日程1 開会のことば〕

〔日程2 教育長あいさつ〕

○**教育長** この懇談会の趣旨はタイトルにあるとおり、「東久留米市教育振興基本計画」についてその改訂を進めており、この改訂の内容についてご意見をいただきたいというものである。「教育振興基本計画」は今から10年近く前の平成18年に、国で教育基本法の改正があり、その際、努力義務ではあるが、各地方公共団体が実施する教育について、中期的な計画を立てることになり、本市では昨年の夏に策定した。この2年ぐらいの間、国において教育委員会制度の見直しの議論が進められ、その一環としてこの4月から法改正もあり制度が変わった。この後、詳細は教育部長から説明するが、地方公共団体の長は、本市で言えば「市長」になるが、従来、教育行政にはあまりタッチしない立場にあった。今後も、教育行政については教育委員会が責任を負うことに変わりはない。しかし、選挙で選ばれた市長も子どもの教育等に関しては意見があるだろうと。そういう場を設けなくてはいけないということで、市長が教育に関する大綱を定めることとされ、今年5月に並木市長が本市の教育大綱を定めている。その策定に当たっては教育委員会と市長との間で随分議論を重ね、教育委員会との合意のもとで市長が策定している。ただし、時間の経過等もあり、昨年の夏に策定した教育振興基本計画に若干ずれが生じてきた。そのずれを今回修正していく必要があるということで、皆さんのご意見もいただきながら計画の改訂を行うこととしたものである。

「教育」には学校教育もあれば、大人を対象にした文化・スポーツ活動などもあり、非常に幅広いものである。子どもの教育についても、現在、学校教育の中でいろいろな問題を抱えている。もちろん学校教育は一義的には学校が責任を負っているが、どのように進めていくべきかについては、広く、社会のさまざまな分野の方々からご意見をいただくべきと考えており、本日も、東久留米市の中でさまざまな活動をされている方々にお集まりをいただいている。いろいろな角度から見たご意見をいただき、本市の教育をより良くしていきたいと思っている。2回という限られた機会になるが、忌憚のないご意見をいただきたい。

〔日程3 座長の選出〕

○**教育総務課長** 懇談会運営要綱では座長及び副座長を委員の中から互選していただくことになっているが、今回は2回に限った会議であり、座長のみを選出していただきたい。どなたからかご推薦はあるか。

○**委員** 座長には宮下さんをお願いしたい。前回の教育振興基本計画を策定したときの懇談会の座長もされており、毎年、教育委員会が発行している点検評価報告書にもご意見を述べられているなど、教育行政に精通されているので適任だと思うので推薦したい。

○**教育総務課長** ただいま宮下委員を座長にというご意見が出たがほかにあるか。特になければ、宮下先生に座長をお引き受けいただきたいがいかがか。

(「了解」の声あり)

○**委員** ご推挙いただきこの重責を務めていかなければならないと感じている。皆さんのお力をいただき、鋭意努力して努めていきたい。

————— (座長は席の移動) —————

————— (傍聴者がいることを伝え、傍聴者一人入室) —————

〔日程4 委員の紹介、事務局職員の紹介〕

（委員の紹介、事務局職員の紹介）

- 座長 この会議は本日の10月13日と次回の10月28日の2回であるため、毎回議論を煮詰めていくことを心がけていかなければならないと考えている。本日の進め方であるが、先ずはこの計画案に対する説明を受けて質疑を行い、残った時間で意見交換を行う。2回目は引き続き意見交換を行い、できたら懇談会としての計画案に対する意見をまとめたいと思う。しかし、まとめることができなければそれぞれのお立場で、それぞれの考え方を表出させていただこうと考えている。（「了解」の声あり）

〔日程5 「東久留米市教育振興基本計画（改訂版）」の策定について〕

（事務局から配布資料の説明と会議録の作成に当たっての依頼事項を説明）

- 教育部長 「東久留米市教育振興基本計画〔改訂版〕（案）」について説明する。先ほど確認していただいた「東久留米市教育振興基本計画〔改訂版〕（案）」1ページの「はじめに」をご覧いただきたい。東久留米市教育委員会では教育基本法に基づき、平成26年8月に東久留米市教育振興基本計画を策定し、教育目標に掲げる四つの人間像（①自ら学び、知を創造する人間、②豊かな心と人間性を高めていく人間、③たくましく成長する人間、④粘り強く行動し、実現する人間）の育成を実現するため着実に事業を推進してきた。一方、平成26年度には教育委員会の会議に市長が3回出席し、学力向上や健全育成など、広く教育行政について意見交換を行っている。そして、平成27年4月1日には地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行され、同法に基づき、4月と5月の2回、総合教育会議が開催され、教育委員会と市長が「東久留米市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」について協議し、合意形成を行った。こうした経過を経て、5月に市長が大綱を策定した。このことから、教育委員会として大綱と教育振興基本計画との整合性を図るため、同計画の改訂を行うこととしたものである。
- 座長 今のページはとても重要なところになる。ご質問はあるか。なければ、それではまさしく委員全員の合意形成ができたと思って次の説明をお願いしたい。
- 教育部長 続いて目次をご覧いただきたい。第1章、第2章で教育振興基本計画の基本的な考え方と策定について、第3章が施策体系図、第4章が基本施策と具体的施策の内容、第5章が教育振興基本計画の実現に向けてという構成になっている。第1章下段の「改定の方針」であるが、今回は教育振興基本計画の四つの柱と基本施策を「大綱」に置き換える作業を考えている。教育振興基本計画には四つの大きな柱があり、その下にそれぞれ基本施策がある。さらにその下に各具体的施策として現状と課題、方向性という構成になっている。次のページの「②『大綱』」をご覧いただきたい。基本方針は1から5までの五つあり、それぞれの下に施策の方向がある。点線で囲んだ基本方針と施策の方向の部分を教育振興基本計画の四つの柱と基本施策に置き換えるのが、改訂の内容である。「③教育振興基本計画〔改訂版〕」の図をご覧いただくと、大綱には基本方針1から5までであるが、5を除いた1から4までの基本方針と施策の方向を置き換えるという形になっている。大綱の基本方針5は市長部局が所管する施策であるため改訂版からは除いている。計画期間については変更しない。
- 座長 改定の方針等について説明をいただいた。大綱との整合性を図ることが大きな課題になるが何か伺うことはあるか。
- 委員 国の法律に基づいて「大綱」ができ、それとの整合性を図るために改訂版ができたということであるが「大綱」ありきの改訂版なのか。大綱と基本計画の改訂版との整合性を図るための懇談会だというのが、広報等でもご案内の趣旨だったと思う。この改訂は大綱ありきで、それに沿ったものであるのかを検討するものだと思います。しかし、

そうではなくて、改訂版は独自というか、大綱に沿ってできたものとは言え、大綱も少し手を加える必要があるということもあり得るのか。

○**教育部長** 大綱は市長が決定したもののなので、変更することはない。この大綱を策定するに当たっては教育委員会に市長が出席され、教育委員と意見交換をした中で合意形成されてきた経過がある。この中で整合性を図るという意味合いから、改訂作業を行うものである。

○**委員** 改訂の内容が大綱に沿ったものになっているか、ということではないのか。

○**教育部長** 沿ったというか、大綱との整合性を図るということである。

○**委員** 通常、新しいものをつくった場合に整合性があるかどうかを見るときは、できたものが合っているかどうかを検証するものだとして理解してきたが、この場合はちょっと違うのかなと思っている。後ほど具体的な質問をして確認させていただきたい。

○**座長** 関連して一言申し上げる。今、日本の教育が大きく変わりつつある時期であり、教育基本法や地方教育行政の組織及び運営に関する法律なども改正された。法律の趣旨との整合性を図らなければならないことになってきたため、今回の改訂版をつくらざるを得なかったと思っている。総合教育会議というものがあるが、それは市長が開催するものである。そこで決定されたことについて、教育委員会が合意したものについては教育委員会のものとの整合性を図っていかなければならない。その点について事務局から説明をお願いしたい。

○**教育部長** 14ページをご覧ください。改訂版の新たな体系図では一番上に四つの柱、その下に基本施策、◎で記した具体的施策がある。基本的にはこうした形で四つの柱ごとに基本施策、具体的施策で構成した。ここで大切なのは現在の計画とどのような点が変わるかであるので、この点について後ほど指導室長から説明する。

○**指導室長** 現行の教育振興基本計画に比べ、どの部分が新たに追加されたのか、あるいは変わってきたのかについて説明する。資料の「教育振興基本計画の改訂のポイント」「東久留米市教育振興基本計画の施策体系図（比較）」を併せてご覧ください。まずは「新たに追加した基本施策」である。

○**座長** ここで委員にお願いします。一部、ページが異なっているようであるが内容は同じなので、このまま論議を続けさせていただく。次回は資料の精査をお願いします。

○**指導室長** 新たに追加した基本施策は、33ページの基本施策－エ「地域社会の活性化に貢献できる人間の育成」である。「東久留米市の自然や産業を学びながら、将来の東久留米市や自分自身の自立のことを考える学習を進めることで地域社会を愛し、地域の活性化に貢献できる人間を育成します」とした。「キャリア教育の充実」「地域を生かした体験活動の推進」を具体的施策とした。東久留米市には豊かな自然や農地も多く残されている。また、大型商業施設もでき、にぎやかな商店街もあり、地域の良さを理解し地域を愛する心を育てていくことを新たに追加している。続いて、36ページの基本施策－イ「地域との連携」である。地域の力を取り入れた学校づくりということで、「校長の学校経営に外部の専門家や地域の力を積極的に取り入れることが重要である」と述べている。この懇談会委員の中には学校評議員をお願いしている方もいるが、学校評議員の協力を得て、開かれた学校づくりを進めること、青少年健全育成協議会や地域の自治会など、地域と連携した教育活動を進められるようにするという。こうした外部人材の活用ということだけではなく、学校が地域に協力する、そうしたことで学校と地域の連携を深めていく。地域教育行事に学校施設を開放したり、多くの子どもたちを地域行事に参加させたりすることで、学校と地域との連携を促進するというのを新たに追加している。44ページの基本施策－カ「教科書採択の適正な実施」をご覧ください。本年度は中学校の教科書採択があった。児童・生徒が授業で使う教科書はとても大切なものである。そうしたものをしっかりと適正かつ公正に採択する。そして、

その結果と採択理由を明らかにすることを基本施策として明記した。続いて、56ページの基本施策一オ「オリンピック・パラリンピックへの機運の醸成」である。市民の間で、オリンピック・パラリンピックへの機運を高めるための事業をさまざまな機会を通じて展開していく。これまでもオリンピック教育については学校教育で行ってきた。市民の間でオリンピック・パラリンピックへの機運を醸成していくことが大切であると考え、新たにつけ加えている。

続いて、特に強調した基本施策である。これは今までは基本施策ではなく、具体的な施策であったものが、一つレベルアップして基本施策に上がったり、あるいは現行でも基本施策にはあったがさらに強調したものである。16ページの基本施策一イ「道德教育の充実」をご覧ください。道德の教科化が進められている。小学校では平成30年度から、中学校では平成31年度から「特別の教科 道德」が実施される。教科書を用いて、考え、議論する道德への移行が図られている。こうしたことを受け、社会生活の基本的ルール、善悪の判断や思いやりの心、そして支え合いの精神を身に付けることができるよう道德教育を充実させていかなければならないということで、現行では具体的な施策の中であったが、道德教育の充実として基本施策として強調している。また、「支え合いの精神」については、この後の「防災教育の充実」にもかかわってくる。続いて、基本施策一ウ「いじめ防止教育の推進」である。現行の教育振興基本計画では、いじめと不登校とを合わせて具体的な施策の中に示していた。いじめ防止と不登校への対応は非常に重要で、解決しなければならない課題である。そのために、基本施策一ウ「いじめ防止教育の推進」として強調している。「いじめは命と人格の尊厳にかかわる問題です。東久留米市いじめ防止対策推進条例を踏まえ、いじめを防止する教育を推進します」とした。ここでは具体的な施策として、いじめを防止する教育について書いている。後半にもいじめ防止に対する内容が出てくるが、こちらは児童・生徒の学習というよりも、大人がどのようにかかわっていくのかを内容としている。例えば、いじめに関する授業の実施を年3回実施していく。児童・生徒による主体的な取り組みの推進。また、課題になっているインターネットによるいじめがあるのでそうした意味で情報モラル教育の推進。こうした部分について強調している。続いて、19ページの基本施策一オ「防災教育の推進」をご覧ください。「自然災害に備えて、防災についての知識や技能を習得するだけでなく、社会参加や社会貢献の意識を高めるための防災教育を推進します」。この後半の部分で強調した。「10 社会の一員としての豊かな心の育成」の中の【現状と課題】にも書いているが、中学生は体も大きく、力も強くなってきている。災害発生時には地域において一定の役割を担うことが期待されている。そうした意味で、先ほど支え合うということを説明したが、防災教育の中でもそうした社会貢献の意識を、支え合いの意識を高めていくことができると考えて強調している。続いて、基本施策一カ「オリンピック・パラリンピック教育の推進」をご覧ください。「オリンピック・パラリンピックの歴史や意義、理念等について正しく理解し、国際理解を深め、国際親善や人権尊重の精神を育てるために、オリンピック・パラリンピック教育を推進します」とした。これまでは体育健康教育の推進の中の「オリンピック教育の推進」ということで具体的な施策として挙げていたが、今回は基本施策で強調している。2020年のオリンピック・パラリンピックの東京での開催が近づいてきたこともあり、本市では小学校8校、中学校5校がオリンピック・パラリンピック教育推進校として取り組んでいる。来年は全校での取り組みを進めたいと考えている。東京で開催されるオリンピック・パラリンピックが児童・生徒の貴重な体験の機会となるように、この教育を推進していきたいということで強調している。体育だけではなく国際理解、国際親善、また、人権尊重の精神の育成などもここでは述べている。続い

て、32ページの基本施策－ウ「グローバル社会で活躍できる人間の育成」をご覧いただきたい。先ほどのオリンピックにもかかわってくるが、「グローバル化に対応するためには、外国語を学ぶとともに、日本の歴史、社会、文化を知ることが大切です。国際社会で活躍するためには、自分の考えをもち、人の考えをきちんと理解しなければなりません。子どもたちが日本の伝統や文化を大切にしながら国際感覚を身に付け、日本人としての誇りとアイデンティティを養う教育を推進します」とした。今までは英語教育あるいは伝統文化として取り上げていたが、これからの国際社会で生きていくには、外国語を学ぶだけでなく自国のことを知る、またコミュニケーション能力を高めていくことが大切であるということが何回かにわたり、市長と教育委員会との懇談会の中でも話されていた。そうしたことを受け、これから自国のことを知り、自分の考えを持つ。日本人としての誇りとアイデンティティを養う。そうした児童・生徒を育てるということで、「グローバル社会で活躍できる人間の育成」ということで強調している。続いて、38ページの基本施策－エ「特別支援教育の充実」をご覧いただきたい。具体的には「特別支援教室の設置」で、本市の小学校でも巡回指導が来年度から開始される。通常の学級に発達障害などで特別な支援を必要としながらも、十分に支援を受けられない子どもたちが今もあり、発達障害などで特別支援の必要な子どもたちが専門な教育を受けられる体制を整備していくことは、今後の学校教育を進めていく上で重要だと考えているからである。来年度からは発達障害等の子どもたちのために、今までは子どもたちが通級指導学級という学級に通っていたものが、教員が巡回する体制に変わる。特別な教育を必要とする子どもたちが特別な支援を受けられるような体制を築いていくことから、ここの部分を強調している。続いて、42ページの基本施策－オ「安全・安心な学校づくり」の具体的施策である「13いじめ防止に向けた環境整備」をご覧いただきたい。安全で安心して学べる教育環境の整備・充実ということで、いじめ防止に対する環境整備によるいじめの早期発見、早期対応をアンケート調査や個別面談をすることによって発見したり、いじめ防止に向けた組織づくりを行うなど、そして各学校でいじめの防止基本方針をつくる、いじめ防止対策委員会を設置として情報交換を行い、組織的にいじめを防止することについて、さらに、「東久留米市いじめ防止対策推進条例」や「東久留米市いじめ防止対策推進基本方針」に基づいて家庭や地域とも協力し、いじめ防止に向けた取り組みを推進していくことなどを強調している。45ページの基本施策－キ「学校の適正規模・適正配置」をご覧いただきたい。文部科学省から「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」が示され、小・中学校の適正規模・適正配置を教育委員会において教育的な視点から検討し、保護者や地域の理解を得ながら進めていくことになった。現行の教育振興基本計画にもあるが手引も示されたため、ここでさらに検討していかなければならないことから強調している。56ページの基本施策－カ「放課後子供教室の実施」をご覧いただきたい。現行では具体的な施策であったが、現在、3校で「放課後子供教室」が計画され、実施されている学校もあり、さらに充実させていく必要があることから、ここで強調している。子どもたちが学習活動をはじめ、さまざまな文化活動、スポーツ活動、芸術活動、伝統文化活動に参加することにより、心身ともに豊かに成長する一助になることを目指すとともに、放課後の子どもたちの活動をより充実させるため、「放課後子供教室」を導入するとした。現在、第九小学校、小山小学校、南町小学校において計画され、あるいは既に実施されている。

なお、強調した基本計画と施策の中で、加えて説明する。18ページの「不登校問題への対応」についてである。先ほど、いじめ問題の部分で説明したが、現行の基本計画では、いじめ問題と不登校問題を合わせて具体的な施策として述べられていた。教育委員会としては、不登校問題の対応も大変重要であると考えている。そうした中、基本施策－エ「不登校問題

への対応」ということで一つの基本施策として強調している。

続いて、構成を変えた基本施策について説明する。内容は大きくは変わっていないが構成を変えている。22ページの「Ⅱ 確かな学力の育成」の部分である。22ページと27ページになる。基本施策アが「基礎的・基本的な学力の定着」、基本施策イが「思考力、判断力、表現力の育成」ということで述べている。こちらについては、今までは「確かな学力の育成」の部分は四つの基本施策が「個性と創造力を伸ばす教育の充実」「教育内容の改善」「学習指導の工夫、改善の推進」「家庭との地域連携による学習習慣の確立」ということで書かれており、方法や内容が混在して分かりにくかった。そのため、今回は「基礎的・基本的な学力の定着」「思考力、判断力、表現力の育成」とし、学力の要素という部分で分け、その下にそれぞれの具体的な施策、基礎的・基本的な学力と応用力、活用力を伸ばすためにはどのような具体的な施策をしていくことが必要なのかという構成に変えている。

○座長 ただ今、指導室長から、今回の改訂のポイントとなる内容について、三つの大きな項目に分けて説明があった。新たに加えた基本施策について、強調した基本施策について、そして構成を変えた基本施策についてである。何かご質問はあるか。

○委員 この間、資料をずっと読んだが、内容については全般的に分かりにくかった。今の説明を聞いていれば理解が深まったと思う。資料を事前に読んでおく必要があるのならば、今、説明があった内容を書いた資料も先に送っておいてもらえたほうが良かった。

○座長 ただ今のご意見については事務局において、今後の参考にしてもらいたい。委員が理解しにくいものは、市民はもっと分かりにくいだらう。ぜひその観点に立って資料の準備をしていただきたい。

○委員 昨年の8月に策定された基本計画、改訂版、大綱とを読み比べてみて、どこが、どのように違っているのか、どの項目が加わったのかなどについては、自分で読んで分かった。今回強調した基本施策に書かれていなかった部分で、最後に不登校の問題に触れられたが、私もここに書かれていないことについて質問しようと思っていた。不登校の問題を特に強調された点について、ぜひ伺いたい。

その際、昨年の不登校への対応、昨年度の計画を読むと「本市の不登校児童・生徒数は年々減少しているものの、学年別では中学校第1学年の不登校生徒数が平成24年度と比べて増加したこと、不安や情緒的混乱、無気力といった「本人に関わる問題」をきっかけとする不登校や、不登校になる可能性のある児童・生徒数が増加していることなどの懸念される課題があります」とあり、今年の計画では「本市の不登校児童・生徒数は長期的には減少傾向にあるものの」となっている。対比すると「年々減少している」ということに対応するのかなとも思う。ただし、「長期的」という非常にあいまいな表現になっていることと、「平成25年度はやや増加し、高止まりの状態にあります」とある。一方「特に、小学生」、ここが新しい文言になるが、「特に、小学生の不登校児童数が増えています。また、不安や情緒的混乱」云々とあり、ここら辺りの内容については昨年と今年と今年、もちろん1年の経過はあるが、不登校に対する分析というか認識が違ってきているのかがよく分からなかったので伺いたい。

併せて、大事な点だということで、18ページにこの不登校の項目を設けているが、そもそも教育振興基本計画の内容には本市の特殊性についてもスポットライトを当てる必要があるとすれば、不登校という問題が特別ここに書かれたのは、近隣他市と比べると本市における特徴的な現象なのかどうか。それに対応すべき必要があるということなのかどうか。そのあたりのことについてここに書かれた背景を伺いたい。

○座長 なぜこの問題が強調されたのかという点と、この問題について市の特殊性という背

景があるのかどうかの2点について、事務局からお答え願いたい。

○指導室長 不登校問題については先ほどの説明と重なるが、現行ではいじめと不登校と一緒に書かれていて、しかも、具体的な施策という部分での記載であった。しかし、いじめと不登校を一緒に扱い、しかも具体的な施策の段階に置いておくような問題ではないと判断した。いじめによって、子どもが命を落とすような事件が起きているからである。また、不登校の問題についても同様であり、虐待が発生しているのに子どもの安全が確認できないなどの問題が起きている。そうした子どもの命にかかわる問題について重要な課題としてとらえなければならないということで、この2点については基本施策で取り上げることとした。現行と改定の部分で、不登校の児童・生徒の人数も変わってきている。もとになっているデータは25年度と26年度のものであるが、26年度の動きがあったということで変更している。同じ観点から、同じ視点からきちんと分析できているのかについて、鋭いご指摘をいただいたと受け止めている。その点について、もう一度精査させていただきたい。

もう1点、他市と比べた特徴的な現象はということであるが、本市の特徴が見られるのか、あるいは東京都の全体的な傾向と似ているのかどうかなどお答えできればと思っている。都全体の傾向と本市の傾向は比べることができると思うので、その分析については次回報告させていただきたい。

○座長 データの解釈について一言申し上げたい。データについては再検討が重要になると思う。私も先ほどの委員のご発言を聞いていてそう感じた。出された数字がどういう意味を持っているのかについて再検討し、価値づけがあれば示していただけたほうがよいだろう。他市のことよりも本市の子どもたちをどうするかが重要だと思うので、そのことについても検討願いたい。

○委員 いじめのことについて伺いたい。17ページの6番の方向性のところで、中学校の生徒の代表が集まって話し合う「中学校生徒会サミット」を開催して意見を聞くと書いてある。東京都の他市の事例発表が映像で紹介されていたのを見たのであるが、生徒会サミットで最初は意見がなかなか出なかったがだんだん良い意見が出てくるようになってきて、学校に戻ってきてから、今後どのように活用していけるのかという内容だったと思う。最後の映像のところで、一般の子どもたちが、「生徒会をやっている子たちはある程度いい子というか、きちんとしているから良いことを言う」と言っていた。こう言っているこの子たちの中にこそ、もしかしたらいじめている側だったり、いじめられている側だったりの子どもたちがいるのではないかと思う。子どもたちが「こうしたほうが良い」と言っていることだけを取り上げるのではなく、普通の子どもたちがいじめに対してどう思っているのか。自分たちはそれを聞いたことでどうしたいのか。もう少し具体的に子どもたちの中に入り込むような内容が書けたら良いのではないか。やってはいけないことを教えるのはもちろんだが、ふだん気がつかないような人間の内面の未熟な部分について教えていくことも良いと思う。

○座長 ただ今のご意見は貴重なものとして承っていかなければならないと思う。ここで休憩に入る。

————— (休 憩) —————

午後3時33分 再開

○座長 再開する。ご質問、ご意見はあるか。

○委員 40ページの「10 特別支援教室の設置」について伺いたい。説明していただいていたが内容は分かったが、これまで支援が必要な子どもたちには通級学級があって、そこに行っていたが今度はそれがなくなって、支援が必要な子どもたちがその学校の教室に集められて、巡回してきた先生が指導するという形になるのか。その学校に在籍する支援が必要な

子どもたちがその教室に集まって、巡回してきた先生たちから指導を受けたり一緒に生活したりするという形になるのか。

- 指導室長** 41ページの本市の「特別支援学級開設状況」をご覧いただきたい。これが今、本市における特別支援学級であるが、この中で変わらないものは固定学級の小学校の制度である。知的や情緒障害があってその学級に在籍している子どもたちである。その学級に月曜日から金曜日まで毎日通って特別な指導を受ける。その学級の子どもたちについては変わらない。中学校の固定学級の子どもたちは知的障害になるが、この学級も変わらない。今までどおり月曜日から金曜日まで、特別支援学級の子どもたちはそこに通っていく。変わってくるのが、小学校の通級指導学級で、第六小学校と第七小学校の情緒障害の二つである。この子どもたちは月曜日から金曜日まで、通常は普通の学級に在籍している。普通の学級に在籍していながら特別な支援を受けるため、今は週に1回、第六小学校や第七小学校に行き、そこで特別な支援を受けている。そのため、通級「通う級」と書く。例えば、第二小学校において、発達障害等で支援が必要な子がいたら、現在は第六小学校に通っている。今度は週に1回、第六小学校や第七小学校から教員が来て教えることになる「巡回指導」の形に変わる。その巡回指導を受けるための特別支援教室が、各小学校に設置されるのである。変わる部分は41ページの表で言うと、第六小学校、第七小学校の情緒の部分になる。来年度から順次導入され、全小学校に特別支援教室を設置して巡回指導を行っていくことになる。
- 座長** 簡単に言えば、通級指導から巡回指導へと大きく制度が変わることなので、そういつていただいたほうがよく分かると思う。
- 委員** 改訂のポイントの中の「Ⅳ 生涯学習社会の構築」のところで、計画の56ページにある「放課後子供教室の実施」について伺いたい。生涯学習課の所管は生涯学習、文化財、スポーツだと思うが、なぜ生涯学習課が担当になったのか。
- 生涯学習課長** 放課後子供教室の実施については国と都の制度があり、小学校を下校した後は「放課後」ということになり、学校教育ではないというところが理念になっている。その関係から生涯学習課が担当することになった。
- 委員** 生涯学習課は今でも非常に忙しいのに、ここで一つ仕事が増えたということは大変だろうと思う。子ども家庭部との連携で進めていくのだと思うが、地域の教育力がなくなっている中、少子高齢化で共働きのうちも多いため良いシステムだとは思いますが、無理のないやり方で、子どもたちが放課後を楽しく過ごせるようにしてもらいたい。
- 委員** 私は社会教育委員会を指導している立場にあるが、「放課後子供教室」はいわゆる社会教育の一環で、どちらかというと大人から支援するというか、社会とのつながりを強くして、「学校教育だけではなく、放課後の教育の中で子どもたちを育てていこう」というのが大きなねらいになるので、社会教育が主体になる。社会教育委員会の会議でも提言していることである。
- 委員** 放課後子供教室に関連して伺いたい。関連資料などを見せてもらおうと、他市の事例などは結構載っている。本市は今から手探りで進めていくことになるが、こういう放課後子供教室では、できるだけ心の問題と同じく関連付けて実施してもらえたらと思う。群れ遊びをしたりとか、何かをこうやってとかを教えるだけではなく、子どもたちがもっと自由に発想して遊べるような、良い上下関係もできるようにしてほしい。
- 座長** ただ今のご意見は指導内容を含んだ運営上の問題である。子どもたちの放課後のことについて話があったが、ほかに何かご意見はあるか。
- 委員** この教育基本計画案に直接にかかわることではないが、38ページの基本施策一エ「特別支援教育の充実」の【方向性】について伺いたい。上から3番目の◎で「就学支援シ

ートの活用」とあるが、現在、この就学支援シートは基本的に特別支援が必要と思われるお子さんのみの提出となっていると思う。ただし、それは保護者の考えによつての提出なので、周りから見て、このお子さんはもしかしたら支援が必要かもしれないお子さんではないかと思つても、その保護者自身がそう判断されない場合は多分提出されていない。私の子どもも小学校1年生であるが、入学後にクラスに何人か特別支援が必要な児童がいることが分かつた。就学支援が必要ではないお子さんについても、全児童の保護者に提出を義務づける考えはないのか。個々のお子さんによつて興味や思考も異なり、それを入学後に先生が三十何人も把握するのはすごく難しいと思う。まだ、発達途上の段階なので、1年生という年齢も考えると把握する先生の負担減にもなる。周りの子どもにも影響が出てくることもあると思うが、そういう考えはないのか。

○**指導室長** そこが課題だと思つている。計画では「適正就学の推進」として記載している。適正就学というのは、その子に一番合つた環境で指導を受けることである。就学支援シートについても、情報交換のため必要だということでご意見をいただいたと思うが、教育委員会としても就学支援シートだけではなく、就学相談も行い、各学校の就学時健診の時には知能テストも実施している。そうしたさまざまなことを行つて情報を得て、保育園、幼稚園とも連絡をとるなどして情報を得るよう努めている。それでも情報が伝わらない場合もある。就学支援シートを全員に書かせることができるかどうかについては、今後、考えていかなければならないと思つている。その中で、委員が言われたようにきちんとした情報を小学校がつかめるような体制を充実するように努めていく。

○**座長** 就学支援シートの全員提出は個人情報の問題もあり難しいと思う。保護者が自分の子どもに対する教育を思う気持ちだが、特別枠ではないほうを選択させる場合もある。法的な強制力がないため、難しいところである。機会があればこのことについて、また論議できればと思う。

会議時間もだいぶ押してきたので、ここからはまだ発言されていない委員から一言ずつお話を伺いたい。

○**委員** 55ページの「スポーツ環境の整備」について伺いたい。市内には屋外体育施設、青少年センターといろいろあるが、設置してから大分年限がたち、老朽化してきていることはご承知のとおりだと思う。壊れていたり、フェンスが低くてボールが道路に出て車に当たつてしまつたり、駐車場が隣接して止めてある車にボールが当たつたり、あるいはフェンスの高さの関係でボールが民家の屋根に激突して屋根を壊してしまつたりだとか、そういう問題が幾つか出てきている。計画案の中では、管理あるいは指導者の育成だとかいろいろなことがうたわれているが、それをやるのには多額な予算が必要である。この計画は平成26年度から30年度までを一つの期間としているが、その期間の中でこれらのことはやるという理解でよいのか。

○**生涯学習課長** 例えば、青少年センターについては今年度に耐震工事を行っている。同時に外壁は全て直すことになっており、少しは施設の延命は図られると思つている。その他のボールが飛び出してしまうような施設等の改善については予算の関係もあり、この計画の中でできるかどうかは分からないが、将来的には直していきたいと担当課では考えている。

○**委員** 学校の立場としては、このようにさまざまなご支援をいただいて大変感謝している。特に、不登校の問題の対応のところであるが、ここではスクールカウンセラーと心の問題が書かれているが、そのほかでは孤立した家庭というか、外国人家庭の問題もある。本校では福祉の専門家や民生児童委員さんなどに随分と助けてもらつており、それで学校との関係を保つているという状況がある。ここには書かれていないが、そういった地域の力についても

触れていただければと思う。

○委員 32ページの「グローバル社会で活躍できる人間の育成」を実施するには、東久留米は割と外国人も多いし、教育関係に携わり、文化活動をしている方が非常に多いので、そういう人たちと協働するなどして、教育に資するという方向をもう少し打ち出してもらっても良いと思う。

○指導室長 貴重なご意見をいただいた。検討させていただきたい。

○委員 二つ伺いたい。16ページの「道徳教育の充実」の「道徳の教科化」ということと、32ページの「グローバル社会で活躍できる人間の育成」のところである。道徳はこれから教科になろうとしており、私は第七小学校の評議員にもなっているので道徳の授業などはよく見せてもらっており、良い授業をしていると思う。教科書の選定があるのでこれから研究していくことになるが、免許制ではないので担任みんながやらなければならない。今までの学校現場でも道徳の時間はあったが、教科でないので道徳と少し離れたようなことも時間内にやったりしているような状況もあったと思う。こうなると担当の先生がしっかり勉強しないといけない。教員のそういう研修の機会が必要だと思うが、東京都として、また市としてどう考えているのか。

また、グローバルの社会についてであるが、小学校の5～6年生で英語の授業をやっていることはすばらしいと思っている。外国人の指導者は小学校の5～6年生の授業にも入っているのか。そうすると相当な人数の確保が必要だと思うが。

○指導室長 道徳の研修については統括指導主事から説明する。

○統括指導主事 道徳がいよいよ教科化がされるということで、東京都もそれを見据え、2年前ほど前から夏季に集中して、全都の道徳担当というか、各学校から研修に参加させて、3年間にわたって全校にそれぞれ道徳の研修を行っている。今年が2カ年目だったと思う。来年度も本市からも何人か、今年も何人かの各学校の代表が研修を受けている。ただし、いよいよ道徳の新しい学習指導要領も出たので、都としても来年度はより充実した研修を行っていくと聞いている。本市でもそれに合わせて道徳の研修を組んでいきたいと思っている。

○指導室長 外国人ALTは、本年度から5～6年生に外国語活動を年間35時間行っている。外国人ALTだけではなく担任の教員がいて、それを手伝う形で外国人ALTが入っている。本年度からだか、昨年度まではそうした授業のための研究を続けてきて、ALT活用資料集を作成した。そうしたものも活用して現在実施しているが、特に学校からは課題やこういったことに困っているとかは聞いていない。順調にどの学校も外国人の指導者とともに指導ができています。

○座長 昨年、市立第三小学校で行われた学芸会に出席した。どこの学校も行われているが初めて見たのは5年生の英語劇で、演目は「Three Little Pigs（三匹の子豚）」であった。全部英語のセリフで、公立学校では東京で初めてではないかなという試みだったそうである。大変素晴らしかった。

○委員 33ページの「地域社会の活性化に貢献できる人間の育成」のところ伺いたい。本市には湧水や大型商業施設があるが、昨日も今日もというぐらいに、夏休みになると小学生や中学生が毎日のように、「昔の東久留米はどうだったのか」と聞きに来る。ところがこの計画には、そういうことを勉強する場については何も書かれていない。ちょんまげを結っている時代からのことではなく、せめて、絶対にあってはいけない、あの戦争からのことぐらからは教えるべきではないか。特に、東久留米はひばりヶ丘団地から現在の住友重機械工業（西東京市）まで引き込み線があり、爆弾が何百発も落ちた。第九小学校の東側から小金井街道の間には陸軍の通信施設があって、そこにも爆弾がたくさん落ちている。第九小学校

の辺りにも落ちたという情報があり、建物以外の校庭全部を掘ったが見つからなかった。アメリカは航空写真を撮っているのだから、中島飛行機や通信施設などの情報は徹底的に持っていた。そのくらいのことは、児童・生徒には教えるべきではないかと思う。その中から、今の東久留米市は先人が苦勞して立ち上がってここまでできたということを教えないと、将来の東久留米を担う子どもたちに、いきなり、「あなた方の斬新的な考えで何かをつくりなさい、何とかしていきなさい」と言っても無理な話である。過去を知っていて初めてそういうことができるのだろうと思う。また、GHQに占領されていたときの東京国際裁判のたった一人の教誨師も東久留米の人だったという事実がある。こういうことは小学校の高学年から中学生にかけて、教えておくべきではないかと思う。

○指導室長 ただ今のご意見については、ぜひ具体的に取り入れることができないか検討していきたい。

○座長 過去を知り、現在を知りそしてさらにその先を知っていく、つくっていく、それが教育の営みではないかと思っているので、貴重なご意見だと思う。最後に何かご意見があれば伺います。

○委員 冒頭に質問した、大綱と基本計画の改訂版との整合性の問題について関連してくると思うが、大綱の3ページには基本方針Ⅲとして「信頼される学校づくり」とある。一方、今回の改訂版の目次には第4章で「Ⅲ 信頼される教育の確立」とある。また、12ページには「Ⅲ 信頼される学校づくり」、さらに35ページには『Ⅲ 信頼される教育の確立』とある。教育とは何ぞやという概念も規定もあるので、地域だとか学校だとか、家庭、これが教育に携わるもの、あるいは責任も含めてなのだと思うが、あえて大綱では「学校づくり」と書いてある。学校は教育の責任を持つ機関であることは間違いないのですが、そこで「学校づくり」と書いたことと、ここの改訂版で「学校づくり」と書きながら「教育の確立」と書いているという、この使い分けがよく分からない。誰が、どの範囲まで、どういう責任を持って何をするのかにかかわってくることなので、ここの定義ははっきりしていただきたいと思う。

○座長 ただ今のご質問についてはもう一度事務局で精査していただきたい。なお、56ページの「基本施策一オ」についても文言整理をお願いする。そのほかにご意見はあるか。

○委員 全体を通してであるが「地域力」というところに、「青少協」がとても多く入ってきている。ただし、青少協はあくまでもボランティアである。青少協の市の所管は、かつては教育委員会だったが青少年課に移り、あっち行ったり、こっち行ったりみたいな感じになっている。今は生涯学習課長が青少協の集まりにも出席されて、情報提供をしてくれている。しかし、教育委員会でこういう計画を昨年策定し、今は改訂版を策定しているなどということは、出てきてみて初めてその内容を知るようなところがある。地域の中で実際にいろいろやらなければならないという中では、学校と相談しながら進めているので特別に支障はないが、基本的な考え方をみんなに伝えるときに伝えづらい。自分たちを活用してくれるのはとてもうれしいが、地域差もある。全部の役員がそろってきちんとできるところと、一部の人が一生懸命になってやっているところがある。かつては社会教育課があり、そこが青少協の所管課であった時には役所自体が人材育成も支援してくれたり、人材に関しての情報提供をしてくれたりしていた。だんだんそれがなくなってしまい、今は地域の中で懸命に人材を探すのであるが、共稼ぎの世帯が多かったり、男女とも仕事を持っている方が多くなり、大きな課題となっている。青少協に期待されている部分が重く、精神的にきつくなってきていることと、時間的にもなかなかかつてのようにできなくなってきている。地区によってはアップアップしながらやっている現状があることを知りたい。

また、「役所として人材育成をどのように行っていくのが良いのか」という相談も受けたことがあるが、「青少協の活動に関心を持つ気持ちがある人がいたときには、どこの団体に、どうやって声をかけたらいいのか」などを教えていただいたりするとともに、青少協だけでなく、学校にかかわってみたいと活動に関心のある方をとらえるためにも、教育委員会からボランティア団体などの活動紹介を発信して、地域にとって有用な人材を確保していくと良いのではないかと。また、現在かかわっている団体の情報もお互いを知るためになると思う。教育委員会からも、「文化協会や市民大学などで学んだ方は、地域に学んだことを還元してほしい」ということを、しっかり伝えていくことも大事だと思っている。

○座長 かつて私も市青少年問題協議会の副会長を務めていたことがあり、今のご意見はよく分かる。メンバーには教育長、市議会からも2人の議員、校長会から、さらにそれぞれの地区の中学校地区の青少対の委員などが入っていたと記憶している。まさにそれこそ役所の中の組織をどうするかということと関連する。そういうことが総合教育会議との関連性になってくるかもしれないと思った。先ほど委員のご意見にもあったが、大綱の内容は年月が経ったら少しずつ変わることも、当然あるのではないかと思う。そのようなことについてもこういう場から意見を出しながら、いい子育て、いい教育ができるようにしたいと思う。

〔日程 6 開会のことば〕

午後4時16分 閉会

※会議録の表記について

①原則、本文中の表記は「用事用語ブック第5版」（時事通信社）によっています（同じページに算用数字と漢数字が使われている場合があります。例：3人、三日間、一人ひとり など）。

②一部、固有名詞はそのまま表記しているため、①によらず、漢字と平仮名が混在している場合があります（例：放課後子供教室、子ども など）。